

2023年6月29日

明治ホールディングス株式会社

代表取締役社長 川村 和夫 様

株式会社明治社長 松田 克也 様

第14回 明治ホールディングス株式会社株主総会に対する「事前質問書」

賛同株主 代表

株主 小関 守 株主 松下 秀孝 株主 [REDACTED]
株主 [REDACTED] 株主 [REDACTED] 株主 [REDACTED]

はじめに

明治ホールディングス株式会社(以下、「明治HD」という)の第14回株主総会に対し、趣旨に賛同される株主の連名で質問書を事前に提出します。

私たちは、「経営統合」以前の旧明治乳業時代から、賛同株主の連名で株主総会「事前質問書」を提出し、時々の「経営方針及び経営理念」や「社会的責任が厳しく問われる不祥事・不正行為」、さらに、異常企業体質の象徴的存在である「長期労働争議の全面解決」に向け質問と議場発言を一貫して行ってきました。

しかし、貴殿ら歴代の経営陣は質問項目に対し真面な回答を行わず、極めて異常な対応に終始しています。株主が提起する経営の根幹に関する質問に、正面から誠実に答えない姿勢は株主軽視であり絶対に許されないことです。

改めて、「事前質問書」に対する真摯な検討と誠実な回答を求めます。

1. 明治 HD の2023年3月期連結決算は経常利益も純利益も減少です

1) 明治HDの2023年3月期決算短信が5月11日に公表されました。

売上高は+4.8%ですが、営業利益は-18.8%、経常利益は-21.1%、当期純利益は-20.7%であり、経営不振の傾向が長期に続いています。

- ① 営業利益で足を引っ張っている項目は、「その他・国内子会社」-38.9%、ヨーグルト・チーズ-30.9%、ニュートリション（乳幼児ミルク、スポーツ栄養、流動食・美容）は-24.5%、チョコレート・グミー-11.8%となっていますが、経営不振に対する経営陣の認識を明らかにしてください。
- ② 新商品開発など経営不振の打開に向けた経営施策を明確に示してください。

2. 株主利益を損なう2017年頃から続く株価4割下落の原因について

1) 日経平均株価は、2021年9月14日につけたバブル崩壊後の日中高値3万795円を更新して3万808円をつけ、1990年8月以来となる33年ぶりの水準を回復しています。

① しかし、明治HDの株価は2017年ごろから下落トレンドに入り、6年間に亘って下げ続け、現在は3,300円程度で推移しています。

株主からも怨嗟の声が止みませんが、株価低迷についての見解を求めます。

② 2016年までは「R-1」や「LG-21」のヒットに支えられて好調でしたが、競争激化により最近では売上が減少傾向です。その結果、投資家離れが進み2017年以降の株価下落と見られますが、経営陣の認識を明確にしてください。

2) 明治HDがここまで不調に陥ってしまった原因について、「タイムバンク証券」は8項目に分析しています。

その中から以下の2点について、経営陣の評価と対応策の回答を求めます。

① 海外展開の遅れ、海外比率は6%で利益は赤字、中国への投資で失敗。

② 成長のストップ、売上は横ばい、利益は減益傾向。

明治HDの成長は2016年以降ストップしています。売上はほぼ横ばいでゼロ成長です。利益については、2022年、2023年と2年連続で営業減益が続きます。2021年には1,060億円あった営業利益は775億円に落ち込む見通しです。売上・営業利益・純利益の推移。営業利益は2年連続の減益を見込む。成長施策が空回りした結果、投資家から見放されてしまいました。

「タイムバンク証券 2023.04.01」の抜粋

3) 明治乳業と明治製菓の統合目的は、相乗効果の発揮と海外展開での飛躍でしたが、いずれも未達であり失敗と言わざるを得ない状況です。

① 統合した時点で掲げた、2020年売り上げ目標の1.5兆円に対し、現状は逆に1兆円すれすれで減少に転じています。その原因と経営責任について明確な答弁を求めます。

② 経営統合のもう一つの目標は、世界市場への飛躍であり売上比率20%を掲げていましたが、現状の海外売上比率は6%程度に低迷したままです。

ヤクルトや味の素など、海外で活躍する食品大手と比較しても深刻な事態です。海外戦略の経営責任が問われていますが明確な答弁を求めます。

4) 幹部社員から明治乳業争議団に内部告発が今年も届く。

自筆で「明治グループ幹部社員として働く者です」の書出しで、「トップが留任という選任案が出され社内はガックリしています」とし、株主総会で解明されるべき経営不振の実態を告発し、経営体制の改善を強く求める内容です。

- ① 「日経平均が2万円以下の時に、2015年に17,000円をつけていた。株価が6,400円(分割後3,200)(日経平均は3万を超えている)(2015年2万以下)実質的に半分にし、且つ業績も落ち続けて、過去数回の間計画も絵にかいたモチに過ぎず未達続き、どう考えても居直る理由なく交代(引責)が上場企業の常識である。」と告発。さらに「統合時、こういう事態の為に作られた役員内規も破られている」と厳しく指摘します。
- ② 明治グループ幹部社員からの内部告発は連続3年目ですが、今回の告発内容も上記の記載に続き、不活化コロナワクチン開発を巡る事実上は失敗している経過をリアルに述べ、「株主、投資家に対するディスクロージャーの責任を果たすことせず、許されない経営姿勢である」と告発しています。
- ③ 社内の疲弊を象徴する幹部社員による内部告発の受け止めについて。さらに、株主の信頼に応え得る企業体質改善の具体策について答弁を求めます。

3. 「差別・人権侵害などの労働争議を解決しない企業は疲弊する」とのジンクス通りの展開、大企業争議で唯一残る争議の解決が求められます

1) 2000年6月の「雪印乳業食中毒事件」を契機に、食の安全を求める世論が強まり、襟を正すことが業界全体に厳しく求められました。しかし、その後も(株)明治の不祥事・不正行為は絶えず、報道された主な事例だけでも36件、死亡災害は8件(1976年以降)、労働争議は12件も続く異常さです。

- ① 企業体質の背景には、マスコミも連続して告発する隠ぺい体質や、相談役、顧問制度などの院政体制が指摘されます。いま明治グループに必要なのは、隠ぺい体質など古い枠組みを清算し、企業の社会的責任と国際的労働規範の遵守だと考えますが、経営陣の現状認識と改善策の答弁を求めます。
- ② 明治乳業時代の1960年代後半から、労働組合対策を基軸に従業員を「赤組・白組・雑草組」に分け、分断した管理体制が長期に続いた事実は労働委員会や司法の認定で明白です。深刻なのは、この体質が明治製菓と経営統合した後も改善されず(株)明治の企業体質として続くことです。現経営陣の、この歴史的事実への認識について明確な答弁を求めます。

2) 労働争議に関する株主総会での回答は、質問の主旨を意図的に歪め「最高裁が市川事件、全国事件とも申立人等の上告を棄却・不受理決定とし、不当労働行為の事実はないとした司法判断が確定しております。」と毎年繰り返し、あたかも争議が終結したかのように答弁しています。しかし、都労委に残存している39事件が継続中であり、これから重要局面を迎えるのです。

① 申立人ら集団と他の集団との賃金格差は、10年間で約1,000万円(1年間で3ヶ月分相当の格差)です。申立人らの審査請求は、「大量観察方式による集団間格差」の認定・判断ですが単年度審査にすり替えられ、年度を超えて拡大し累積する格差の実態や、長期に継続する不当労働行為の全体像が正確に認定されず、単年度だけを見ての「やや低い」などの認定で不当命令・判決が続いたのです。

② 明乳事件で司法判断が確定したのは単年度審査による4件だけです。

都労委に未審査で残る39事件全てを併合し、差別事件本来の「大量観察方式による集団間比較」での実質審理は、これから開始されるのです。

争議団は、差別事件本来の審査方法に基づき典型的「不当労働行為・差別事件」の全体像を、39事件の審査を通して改めて鮮明にする決意です。

③ しかし、都労委での審査・判断を待つまでもなく、以下の通り第三者機関の判断で、集団間格差の認定や職制らの人権侵害行為の事実が厳しく指摘され、会社には長期争議の全面解決が強く提起されているのです。

私たち株主は、以下の中労委命令に基づく解決を強く求めるものです。

3) 中労委命令(2017年)は、認定した事実を前提に「第6 結論」の前に「第5 付言」の項を設け、事件審査の全体を通した労働委員会の判断として人権侵害や格差の事実を認め、殊に会社に対し話し合い解決を求めています。

① 改めて、中労委命令「付言」の要点を紹介します(命令書90頁)。

「昭和40年代において、会社の施策に賛同する当時の職制らが、市川工場事件申立人らや本件申立人らに対し、同人らの信条や組合活動等を理由とする誹謗中傷と評価されるのもやむを得ない活動を行っていたことは既に認定したとおりである。そして、会社は、信条や組合活動等を問うことなく、従業員を公平・公正に取り扱うべき義務を負っていたにもかかわらず、少なくとも会社内で責任ある地位にあった職制らの上記活動を抑制することはなかったという限度においては、非難を免れ得ないところである。

また、昭和40年代から昭和50年代初頭における査定の結果とはいえ、市川工場事件申立人ら及び本件申立人らとその他集団との間に職分格差(その帰

結としての賃金格差)が存在していたのは紛れもない事実である。(中略)このように長期化し、深刻化した紛争を早期に解決することが当事者双方に強く求められるところであるが、そのためには、当事者双方の互譲による合意をもって紛争の全面的解決を目指すべきことは自明の理である。当委員会は、当事者双方に対し、そのような解決に向けた対応を求めるものであり、殊に会社に対して、より大局的見地に立った判断が強く期待されていることを指摘しておくこととする。 (2017年1月、中労委命令書の第5付言)

② 中労委命令「第5付言」は、その後の行政訴訟においても維持され確定しています。この中労委命令に基づき、(株)明治と明治HDは争議団と真摯に話し合い早期に解決することを、私たち株主は強く求めます。

3) 私たち株主は、明治HDと傘下の(株)明治が食の安全と労働者の人権を守るまっとうな企業になって、国際市場でも飛躍することを願っています。

① 明治グループは「企業行動憲章」に人権の尊重を掲げ、「すべての人が生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であることを強く認識して企業活動を営んでいます。今後も人権尊重の取り組みをグループ全体でいっそう推進し、その責務を果たしていきます。」と宣言します。

② 明治グループ「企業行動憲章」にそって、話合わなければ明治乳業争議は解決しません。経営陣の家族も争議団員の家族も話し合い解決を切望しています。すでに64人の争議団中24人が、「ならず者」「無能力者」扱いされたまま無念にも他界し、その遺志を家族が承継して頑張っています。

私たち株主は、中労委命令「付言」に基づき(株)明治及び明治HDとの話し合いで全面解決することを強く求めます。

おわりに

1) 今期株主総会は、株価低迷の経営責任や経営に関する株主の疑問や不信に対する、経営陣の誠実な対応が厳しく求められています。

「質問を一点に限定」とか「発言者数の規制」など、株主の発言が過度に制限されることのない総会運営を予め強く求めておきます。

2) 上記、「事前質問書」に賛同されている株主は、下記の方々です。

■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■
■■■■、■■■■

以上